

地すべり防止工事士マイスター登録規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人斜面防災対策技術協会（以下「協会」という。）が認定する地すべり防止工事士マイスターの登録に関して必要な事項を定める。

(称号の付与)

第2条 協会会長（以下「会長」という。）は、地すべり防止工事士の資格を取得し、その後登録更新を5回以上行い、かつ申請の翌年の1月1日時点の年齢が満65歳以上で、本人から申請のある者に対し、地すべり防止工事士マイスターの称号を付与する。

(更新)

第3条 地すべり防止工事士マイスターの称号取得者は、称号取得以降の更新時における講習料を無料とする。

(登録)

第4条 会長は、地すべり防止工事士マイスター取得者に対し、地すべり防止工事士登録簿に地すべり防止工事士マイスターとしての登録を行い、地すべり防止工事士マイスターの称号を付記した地すべり防止工事士の登録証明書を交付するものとする。

- 2 登録料は、3,100円（税込）とする。
- 3 登録を受けた者は、登録した事項に変更があったときは、遅滞なく変更事項を協会へ報告しなければならない。

(登録の取消し等)

第5条 会長は、地すべり防止工事士マイスターが、次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- (1) 本人から登録抹消の申請があった場合
 - (2) 本人が死亡した場合
 - (3) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
 - (4) 登録地すべり防止工事試験事務規程第7条の一に該当するに至った場合
- 2 会長は、地すべり防止工事士マイスターが第7条から第10条までの規定に違反した場合には、その登録を取消し、又は二年以内の期間を定めて地すべり防止工事士並びに地すべり防止工事士マイスターの称号の使用の停止を命ずることができる。
 - 3 会長は、前項の地すべり防止工事士マイスターの登録の取消し又は称号の使用の停止の命令をする場合においては、聴聞又は弁明の機会の付与を行った後、試験委員のうちあらかじめ会長が指名した5名以上からなる審査委員会の意見を聴いてするものとする。

(再登録)

第6条 前条第2項の規定により、第10条の規定に違反し登録を取り消された者は、申請により再登録を受けることができる。この場合、再登録を受ける者は、協会が実施する講習を受講しなければならない。

- 2 第4条の規定は、再登録についても準用する。

(信用失墜行為の禁止)

第7条 地すべり防止工事士マイスターは、地すべり防止工事士の手本となるような行動を

心掛け、地すべり防止工事士マイスターの信用を傷つけ、又は地すべり防止工事士マイスター全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第8条 地すべり防止工事士マイスターは、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(公益確保の責務)

第9条 地すべり防止工事士マイスターは、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

(資質向上の責務)

第10 地すべり防止工事士マイスターは、毎年協会が実施する講習（地すべり防止工事士技術講習）を5年に一度受講することにより、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他、常にその資質の向上を図るものとする。

(登録事務の細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、登録事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。